

事務連絡  
令和2年4月21日

関係者 各位

紀北広域連合  
事務局長 塩崎 清人

### 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて【その2】

紀北広域連合が実施する介護保険業務の推進につきまして、平素よりご協力賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて」（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課）を踏まえ、当連合におきましても令和2年3月17日付「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて」を発出しているところでございます。（別紙【その1】参照）

さて、今般「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて」（令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課）が発出されたことを受け、令和2年4月20日以降、紀北広域連合では次のように取扱います。

【対象者】…更新申請の方で、かつ以下の①又は②に該当する方

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者との面会を禁止する等の措置がとられ、認定調査が困難な場合
- ② ①以外のすべての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、認定調査が困難な場合

【臨時的な取扱いの内容】

当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間について、対象者が①の場合（施設入所者の方）は従来期間に新たに12か月を、対象者②の場合（在宅の方）は従来期間に新たに6か月を合算します。  
（認定調査や審査会を経なくても、現在の要介護認定結果の有効期間が延長されます）

また、この取扱いを行う間も要介護（要支援）認定の更新申請は通常どおり行い、別紙「要介護（要支援）更新認定有効期間延長同意書（在宅用／施設用）」で今回の取扱いに対する同意を取り、更新申請書、被保険者証とあわせて提出してください。

新規申請、変更申請については、面会禁止の措置が解除された後に調査を実施するなどの対応を取るほか、相談室での調査実施など施設側で個別対応が可能な場合については、施設側と調整のうえ調査を実施します。

また在宅の方についても順次対応させていただく予定としております。

すでに更新申請を行っている場合も、お手数ですが「同意書」の提出をお願いします。

今後の状況によっては対応が変更になる可能性もあることをご了承いただくとともに、ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

事務担当：紀北広域連合

介護保険認定・監査係

Tel 0597-35-0888

Fax 0597-33-1515